

日弁連総第104号  
2009年3月27日

国税庁長官 石井道遠 殿

日本弁護士連合会  
会長 宮崎 誠

国税不服審査手続における連絡先・文書の送達先について  
(照会及び要望)

## 第1 照会事項

当連合会は、国税に関する不服審査手続における連絡先・文書の送付先・送達先についての取扱いにつき、下記「照会の趣旨」記載のとおりであるか文書による回答を受けたいので照会する。

記

### 【照会の趣旨】

国税に関する不服審査手続において、不服審査基本通達（異議申立関係）84-12 は「異議申立人に対する異議決定書の謄本の送達は、当該異議申立が代理人によってなされているときにおいても、なるべく本人に対してこれを行うものとする。」と規定し、不服審査基本通達（審査請求関係）101-10 は「審査請求人に対する裁決書の謄本の送達は、当該審査請求が代理人によってなされているときにおいても、なるべく本人に対してこれを行うものとする。」と規定しているが、「代理人である弁護士を連絡担当者として指名し、弁護士の事務所を送達場所として届け出るので、異議審理庁または国税不服審判所からの連絡は代理人である弁護士を通じて行い、不服審査手続における文書（異議決定書・裁決書の謄本を含む）の送付・送達は、本人ではなく代理人である弁護士に対して行われたい」旨を、異議申立人または審査請求人（以下、「本人」という。）から異議審理庁または国税不服審判所に対して書面で通知した場合には、異議審理庁または国税不服審判所からの連絡は代理人である弁護士を通じて行われ、異議審理庁または国税不服審判所からの本人に対する文書の送付・送達は代理人の事務所に対して行われると理解しているが、それでよいか。

## 第2 要望事項

国税に関する不服審査手続における連絡先・文書の送付先・送達先についての取扱いが上記照会事項の「照会の趣旨」記載と異なる場合には、下記「要望の趣旨」記載のとおりその取扱いを改めることを要望する。

記

## 【要望の趣旨】

「代理人である弁護士を連絡担当者として指名し、弁護士の事務所を送達場所として届け出るので、異議審理庁または国税不服審判所からの連絡は代理人である弁護士を通じて行い、不服審査手続における文書（異議決定書・裁決書の謄本を含む）の送付・送達は、本人ではなく代理人である弁護士に対して行われたい」旨を、異議申立人または審査請求人（以下、「本人」という。）から異議審理庁または国税不服審判所に対して書面で通知した場合には、異議審理庁または国税不服審判所からの連絡は代理人である弁護士を通じて行われ、異議審理庁または国税不服審判所からの本人に対する文書の送付・送達は代理人の事務所に対して行うように、取扱いを変更するよう要望する。

## 【要望の理由】

1. 不服審査基本通達（異議申立関係）84-12 は、「異議申立人に対する異議決定書の謄本の送達は、当該異議申立てが代理人によってなされているときにおいても、なるべく本人に対してこれを行うものとする。」と規定し、不服審査基本通達（審査請求関係）101-10 は、「審査請求人に対する裁決書の謄本の送達は、当該審査請求が代理人によってなされているときにおいても、なるべく本人に対してこれを行うものとする。」と規定している。したがって、実務上、異議申立または審査請求が代理人によってなされていても、代理人に対してではなく本人に対して異議決定書または裁決書等の文書の送達がなされる場合がほとんどである。
2. しかしながら、不服審査手続を弁護士に委任する場合、その審級限りの委任ではなく、むしろ、代理人である弁護士に対して、その審級での結論の当否を検討させ、次の審級に進むかどうかまでを含めて判断させたいと考える本人が多いのではないかと思われるのであり、そのような本人の意思を無視することは相当ではない。不服審査手続を専門家である代理人にすべてまかせて背後に退いている本人に異議決定書等を送達すると、日常生活にとりまぎれて、異議決定書等が不服審査手続に不案内な本人から代理人である弁護士に行きつくまでの経過次第で期間を徒過するおそれもある。また、不服申立人が死亡し相続人が不服申立人の地位を承継した場合、手続に不案内で事案を十分に把握できていない相続人ではなく代理人に異議決定書等の送達をするメリットがある。  
したがって、異議決定書や裁決書の謄本の送達を代理人である弁護士に対して行うことを望む本人の意思が明確である場合には、代理人に対して送達が為されるべきであると考える。これは、その他の文書の送達の場合も同様である。
3. 民事訴訟においては、送達の場所の届出があった場合には、送達は、届出に係る場所においてすると規定されている（民事訴訟法 104 条 2 項）。国税に関する不服審査手続についても同様の手続とするべきである。

以 上